

地区計画の区域内における届出(都市計画法第58条の2)

1. 届出を要する行為と提出書類

- 届出書 1部 ・行為に着手する日の30日前までに都市計画課に届けて下さい
- 添付図面 各1部 ・地区計画区域及び行為の内容に応じて必要な添付図面は異なります
・敷地面積の計算根拠や建築物の高さ、道路境界からの距離等の必要事項を記載して下さい

届出を要する行為	添 付 図 面	
	種 類	明 示 す べ き 事 項
(1) 土地の区画形質の変更	位置図	当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面で縮尺1,000分の1以上のもの
	設計図	設計図で縮尺100分の1以上のもの
	求積図	敷地面積を確認できるもの(縮尺不問)
(2) 建築物の建築又は工作物の建設 及び (3) 建築物等の用途の変更	位置図	敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面で縮尺100分の1以上のもの
	配置図	建築物の緑化施設(建築物の緑化率の最低限度が定められている場合)の位置を表示する図面で縮尺100分の1以上のもの
	立面図	二面以上の建築物又は工作物の立面図で縮尺50分の1以上のもの
	平面図	各階平面図で縮尺50分の1以上のもの
	求積図	敷地面積を確認できるもの(縮尺不問)
	構造図	垣又は柵の構造を確認できるもの(縮尺不問)
(4) 建築物等の形態又は 意匠の変更	位置図	敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面で縮尺100分の1以上のもの
	立面図	二面以上の立面図で縮尺50分の1以上のもの
(5) 木竹の伐採 *	位置図	当該行為を行う土地の区域を表示する図面で縮尺100分の1以上のもの
	計画図	当該行為の施行方法を明らかにする図面で、縮尺100分の1以上のもの

* 福井市では「(5)木竹の伐採」について定めている地区計画区域はありません

2. 地区計画区域と届出を要する行為(詳細は都市計画決定図書で確認)

○届出が必要 ☆届出が必要かつ立面図に着色 ◆届出が必要かつ屋外広告物のみ立面図に着色

地区計画区域(平成31年3月29日現在)							
名称	位置	備考	(1) 土地の区 画形質の 変更	(2) 建築物の 建築又は 工作物の 建設	(3) 建築物等 の用途の 変更	(4) 建築物等 の形態又 は意匠の 変更	(5) 木竹の伐 採
文京地区計画	文京4丁目の一部		○	○	○		
上北野地区計画	上北野1丁目、大東1丁目、河増町の各一部		○	○	○		
森田北東部地区計画	栗森1丁目、栗森2丁目、河合寄安町、定正町1丁目、定正町2丁目、石盛1丁目、石盛2丁目、石盛3丁目、上野本町1丁目、上野本町2丁目、上野本町3丁目、上野本町4丁目、上森田6丁目、下森田新町、東森田1丁目、東森田2丁目、東森田3丁目、東森田4丁目、上森田5丁目、下森田藤巻町、下森田桜町、古市町、上森田3丁目の各一部	・森田北東部土地地区画 整理事業の区域 ・地区区分(8地区)	○	○	○		
市場周辺地区計画	大和田1丁目、大和田2丁目、高柳1丁目、高柳2丁目、高柳3丁目、高木中央3丁目、新保北1丁目の全部 堂島町、寺前町、開発5丁目の各一部	・市場周辺土地地区画 整理事業の区域 ・地区区分(6地区)	○	○	○		
飯塚地区計画	飯塚町の一部		○	○	○		
福井駅周辺地区計画	中央1丁目、大手2丁目、手寄1丁目、日之出1丁目の各一部	・福井駅周辺土地地区画 整理事業の区域を含む ・地区区分(4地区)	○	☆	☆	☆	
西木田地区計画	西木田2丁目の一部	・再開発等促進区のみ	○	☆		☆	
花堂南地区計画	花堂南2丁目の一部 江端町13字、14字、25字の各一部	・再開発等促進区のみ	○	☆		☆	
上六条地区計画	上六条町の一部	・市街化調整区域	○	☆	☆	☆	
清水地区計画	三留町、杉谷町、風巻町の各一部	・地区区分(2地区)	○	☆	☆	☆	
福井市中央工業団地地区地区計画	南居町、三尾野町の各一部	・地区区分(2地区)	○	☆	☆	☆	
松本上町地区地区計画	松本上町、開発町の各一部		○	☆	☆	☆	
湊4丁目地区地区計画	湊4丁目の一部	・地区区分(2地区)	○	☆	☆	☆	
経田2丁目第1自治会地区地区計画	経田2丁目の一部	・地区区分(2地区)	○	◆	◆	◆	
豊島1丁目西地区地区計画	豊島1丁目及び中央2丁目の各一部	・地区区分(2地区)	○	☆	☆	☆	
西一本木自治会南部地区地区計画	春日町及び春日3丁目の各一部		○	○	○		
町屋本町第2自治会北部地区地区計画	町屋3丁目の一部		○	○	○		
福井駅前電車通り北地区地区計画	中央1丁目の一部		○	☆	☆	☆	